

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市ならまちセンター | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 一般財団法人奈良市総合財団 (非公募) | 指定の期間 | 平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間) |
| 設置目的 | 市民の連帯感の育成と文化・教養の向上を図り、もって市民の福祉の増進とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、ならまちセンターを設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 故障、事故等の連絡報告確認(随時) 事業評価シートに関するヒアリング(年1回) 事業評価シート(2事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の2事業でアンケート実施 |
|-------------|--|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|--------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 95,049,141 | 16,629,680 | 74,248 | 306 | (市民ホール)46.3 | 100 |
| 平成29年度 | 93,865,375 | 16,529,700 | 71,066 | 255 | (市民ホール)53.7 | 100 |

変動の大きい指標の変動理由 開館30周年を迎え、記念事業を実施により、前年度に比べ利用者数は3,182人の増、使用料収入は99,980円の増となった。利用者満足度は、ならまちジャズピアノコンサートの参加者満足度。

特記事項 平成30年度の指定管理料は精算を行った。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | ならまちセンター条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用者については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|---|----------------------|--|--|----|
| 事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 計画通り実施され、豊かな文化芸術の創出、 発信を図られた。施設管理事業においては、 安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業 務を効率的、効果的に行われた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、ならまちの魅力を活かした 落語会やこどもおん祭、絵本ギャラリー、人形 劇など、幅広い世代の市民が参加できる事業 を実施された。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上 の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的・効 果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体 的・効果的な方 | ならまち篝火コンサートでは、地域と連携し、な らまちの振興を図られた。またサービス向上を めざし、利用者からの意見に柔軟に対応し、利 用状況に応じた紹介、打合せの充実など利用 者目線での対応を心がけられた。 | B |
| 事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運 営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体 的・効果的な方策が行われたか。 | 入札による業者選定など、経費削減を意識した 予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用 を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること | 職員の配置、勤務体制及び 研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を 含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制 (指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適かつ効果的な職員配 置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入 することで、人件費の削減にも努められた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のため に、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効 果的な方策が行われたか。 | 施設間の連携により、業務の様々な分野にお いて情報交換等を行うことで、効率的な運営に 取り組まれた。また、市で実施する各種研修等 にも積極的に参加し、スキルアップに努められ た。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務 状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が 困難になるおそれはないか。 | 予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営を行 われた。 財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況 は健全である。今後は、継続的發展が可能な組織 としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強 化に取り組まれない。 | B |
| その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体 であるか。 | 篝火コンサートやならまちわらべうたフェスタ など、ならまち全体で開催される中心的な施設 として、地域住民や他施設と積極的に連携し、 設置目的である市民の連帯感の育成やふれあい 豊かな地域社会づくりに寄与された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|--------------------------|--|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。 |
| 指定管理者に 対する指示・ 指導事項 | ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営に努めていただくとともに、芝生広場の活用についても検討し、 これまで以上に人々の憩いの場として活用してもらえよう努めていただきたい。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|---------------------------|---|
| 前年度の指 示・指導事項 及び改善状況 | ならまちの中心的な施設として、地域に密着した事業実施・施設運営を行ってください。また、センター前の芝生広場の利用活性化に 努め、自主事業の内容なども工夫し、市民に寄り添った施設運営を目指してください。 →ならまちわらべうたフェスタでは地域の他団体と協力し、中心的な施設として取り組まれたほか、開館30周年を迎え、記念事業を 実施するなど、より地域の方々に密着した事業実施に務められた。 |
|---------------------------|---|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 入江泰吉記念奈良市写真美術館 | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 一般財団法人奈良市総合財団 (非公募) | 指定の期間 | 平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 奈良に関係の深い写真等の展示及び保存等を図り、もって文化の向上に資するため、写真美術館を設置する | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|---|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認(月1回) ・故障、事故等の連絡報告確認(随時) ・事業評価シートに関するヒアリング(年1回) ・事業評価シート(3事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の3事業でアンケート実施 |
|-------------|---|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|--|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 87,852,097 | 10,709,966 | 42,067 | 291 | 62 | 91 |
| 平成29年度 | 87,070,630 | 11,593,566 | 44,076 | 259 | 64 | 96 |
| 変動の大きい指標の変動理由 | 使用料には、観覧料、駐車場利用料、資料貸付代を含む。事業については、入江泰吉以外の様々な写真館の展覧会、高校と連携した企画展など計16回開催され、利用者数は2,009人の減、使用料収入は883,600円の減となった。利用者満足度は、入江泰吉「奈良を愛した文士と高畑界隈」展の参加者満足度。 | | | | | |
| 特記事項 | 平成30年度の指定管理料は精算を行った。 | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、一般展示室の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行や現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|---|----------------------|--|---|----|
| 事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること | 事業実施計画 | 事業実施計画どりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、入江氏や様々な写真家の 展示事業を実施された。施設管理事業におい ては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効 果的な維持管理に努められた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、地域のイベントの連携、高 校生・小学生の作品展のほか、写真講座や近 隣の散策ツアーなど、幅広い事業を展開され た。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上 の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的・効 果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体 的・効果的な方 | 他の美術館や教育機関・観光協会等との交流を深めるとともに、ネット環境 の普及によるHPやSNS(フェイスブック等)を活用した広報の拡大に尽力され た。また、外国人観光客の増加に伴い、英語版リーフレットを作成し、外国 人観光客のニーズに応えるよう努められた。なお、トラブルについては、平 素より来館者を第一に迅速・的確かつ丁寧な対応を徹底し、苦情・トラブル を未然に防止するよう努められた。 | B |
| 事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が図 られるものである こと | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運 営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・ 効果的な方策が行われたか。 | 入札による業者選定など、経費削減を意識した 予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用 を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること | 職員の配置、勤務体制及び 研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を 含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制 (指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適かつ効果的な職員配 置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入 することで、人件費の削減にも努められた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のため に、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効 果的な方策が行われたか。 | 学芸員(奈良市美術館と兼務)を確保されると ともに、職員全員が美術館を含む他の文化施 設等での業務経験があり、蓄積された施設管 理や事業に関するノウハウ、経験、実績を保有 されている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務 状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が 困難になるおそれはないか。 | 予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営を行われた。 財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全であ る。今後は、継続的發展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。 | B |
| その他効果的 に公の施設の 設置の目的を 達成すること のできる団体 であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体で あるか。 | 入江をはじめとする各種展覧会を開催。またピ ンホールカメラ教室、高畑探検隊の実施等の 多様な事業を実施され、美術館の設置目的で ある奈良に関係の深い写真等の展示及び保 存等を図り、文化の向上に寄与された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|--------------------------|---|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適正・効率的な施設の管理・事業が実施できた。 |
| 指定管理者に 対する指示・ 指導事項 | 引き続き、入江作品のみならず、多様な写真芸術に触れることができる美術館として、事業を展開してください。併せて、アンケート等により利用者のニーズの把握、分析を行い、観覧者数、観覧率の向上に努めてください。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|---------------------------|---|
| 前年度の指 示・指導事項 及び改善状況 | 引き続き、入江作品のみならず、多様な写真芸術作品を紹介する写真美術館として展覧会やワークショップ等を開催してください。合わせて、アンケートの結果を元に観覧者層の分析を行いPR活動に活かす等、観覧者数の増加に取り組んでください。 また、入館者に対する観覧者の割合は、平成19年度の87%をピークに50~60%を推移(平成29年度55%)しています。美術館までこられた方の観覧率向上に取り組んでください。 →前年から引き続き、入江作品に加え、多様なジャンルの写真家の展覧会や多数の自主事業を実施している。しかし、観覧者数及び入館者に対する観覧者の割合は、前年に比べ減少した。 |
|---------------------------|---|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市音声館 | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 一般財団法人奈良市総合財団 (非公募) | 指定の期間 | 平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間) |
| 設置目的 | 伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図り、市民の文化の向上に資するため、音声館を設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 故障、事故等の連絡報告確認(随時) 事業評価シートに関するヒアリング(年1回) 事業評価シート(1事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の1事業でアンケート実施 |
|-------------|--|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 閉館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|--------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 59,066,829 | 2,761,260 | 61,894 | 299 | (ホール)54.6 | 44 |
| 平成29年度 | 57,367,346 | 2,165,730 | 60,017 | 299 | (ホール)53.1 | - |

変動の大きい指標の変動理由 近年ホールの利用率が増えており、前年度に比べ利用者数は1,877人の増、使用料収入は629,530円の増となった。利用者満足度は、ミュージックフェスティバルの参加者満足度。

特記事項 平成30年度の指定管理料は精算を行った。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 奈良市音声館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理を行った。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努めた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起らないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|---|---|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、地域行事へ参加し、受講者・参加者に地域の歴史や文化を伝える取り組みや民話の紙芝居等の出張公演や学校の職員派遣にも取り組み、教育現場でのわらべうた遊びを普及された。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | ミニコンサート等の週末・祝日における定期開催を定着させ、常連客の確保に努めるとともに、観光客へのサービスを提供された。日常での接客業務が苦情やトラブル防止の最善策であることを全職員が理解し、丁寧かつ明確な情報提供に努められた。希望に添えない場合には、代替案を提供するなど、対応への不満を感じさせないように心掛けられた。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。 | 予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。 | わらべうたや民話の紙芝居、わらべうた教室などを実施することで、設置目的である伝統的な芸能の継承並びに音楽及び演芸の振興に寄与された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適正・効果的な施設の管理運営や事業の実施ができた。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | 引き続き、わらべうたや奈良の民謡など、伝統文化の普及啓発のための事業の継続実施、より効率的な施設管理に努め、地域に密着した施設運営を目指してください。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | 引き続き、わらべうたや奈良の民謡など、伝統文化の普及啓発のための事業の継続実施、より効率的な施設管理に努め、地域に密着した施設運営を目指してください。 → わらべうたや奈良の民謡といった地域に伝わる伝統的な文化の普及啓発に努め、自己財源や受益者負担により効率的に事業実施された。 |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 名勝大乘院庭園文化館 | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 株式会社奈良ホテル (非公募) | 指定の期間 | 平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の文化の向上を図るとともに、市民及び本市を訪れる観光客の観覧と利便に供するため、名勝大乘院庭園文化館を設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|---|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 故障、事故等の連絡報告確認(随時) 事業評価シート(1事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の1事業でアンケート実施 |
|-------------|---|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|---|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 12,300,000 | 602,400 | 42,634 | 289 | (展示室)83.1 | 100 |
| 平成29年度 | 12,340,000 | 798,600 | 45,444 | 304 | (展示室)86.4 | - |
| 変動の大きい指標の変動理由 | 上期に猛暑日が続いたことが影響し、前年度に比べ利用者数が2,810人の減、使用料収入が196,200円の減となっている。利用者満足度は、庭園講座・庭園研究講座の参加者満足度。 | | | | | |
| 特記事項 | 平成27年度～平成30年度非精算 | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 奈良市名勝大乘院庭園文化館条例等に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱った。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 株式会社奈良ホテルとして、適正な会計処理を行なわれた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努めた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 館内の連絡体制を密にし、安全管理に万全を期し、併せて機械整備が行われた。年2回の消防訓練を実施している。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|---|----------------------|--|---|----|
| 事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、コンサートやお茶会、他施設と連携した展示会など多様な事業を実施された。 施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、効率的・効果的な維持管理に努められた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、庭園やお茶室等、立地や施設の特徴を活かした事業を開催された。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上 の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策 | しみんだより、デジタルサイネージの活用、各種情報誌へのPなど広報活動を強化し、より多くの市民・観光客の方に来館していただけるよう努められた。 | B |
| 事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること | 職員の配置、勤務体制及び 研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 施設管理を適切に履行する最低限の職員配置とした。窓口業務にあたり親切的な対応に努めるため、適宜必要な研修(人権、安全関係等)を行なわれた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 旧大乘院敷敷地内に建つ歴史ある奈良ホテル敷地内、お客さまに対して大乘院庭園を紹介・説明してきた経験に基づき、来館者に対応している。また、安全確保について、年2回の消防訓練の実施、避難経路の確保、文化館内の収容人数制限(最大125人)等に配慮した。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。 | 独立性を保ちながら、奈良ホテルとしても当施設は相乗効果が得られる対象である。財務状況に問題はない。 | B |
| その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること | 他団体関連施設との連携 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。 | コンサートやお茶会、他施設と連携した展示など、庭園文化の普及やならまちの振興を図り、市民の文化の向上、観光客の観覧と利便に供するという設置目的の達成に寄与された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|----------------------|--|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適正・効率的な施設の管理・事業が実施できた。 |
| 指定管理者に対する 指示・指導事項 | 貸館利用者が減少し続けている状況を踏まえ、これまでの取り組みだけでなく、集客に繋がる新たな事業の企画、既設設備の見直し・改良などを実施し、貸館利用者及び利用率の向上に努めて下さい。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-----------------------|---|
| 前年度の指示・指導事項 及び改善状況 | 庭園の北・東園路が平成29年7月に公開、北側入口の入園が8月初旬に開始され、庭園中心施設である反り橋が2月に付け替えられ、庭園整備により、施設の魅力が増しました。広報活動を拡充するなど周知を図り、来場者数の増加に努めてください。また、和室、会議室、茶室の使用率が30%と低迷が続いています。今後はホームページでの貸館のPRやアンケートによる利用者層の分析等、使用率の向上に努めて下さい。 →継続的な広報活動だけでなく、新たに貸館情報をホームページに掲載するなど、貸館利用者数の増加に努められたが、利用率の大きな改善は見られなかった。 |
|-----------------------|---|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | なら100年会館 | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 一般財団法人奈良市総合財団 (非公募) | 指定の期間 | 平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間) |
| 設置目的 | 奈良市制100周年を記念して、市民の文化の振興と国際交流をはじめとする地域間交流の促進を図るため、本市に市民ホールを設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 故障、事故等の連絡報告確認(随時) 事業評価シートに関するヒアリング(年1回) 事業評価シート(2事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の2事業でアンケート実施 |
|-------------|--|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|--------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 369,229,339 | 61,338,305 | 265,248 | 305 | (大ホール)57.9 | 100 |
| 平成29年度 | 378,341,926 | 60,638,620 | 305,350 | 305 | (大ホール)57.5 | 95 |

変動の大きい指標の変動理由 前年度に比べ事業数が減ったことに伴い、利用者数が43,150人の減、使用料収入は699,685円の増となっている。利用者満足度は、よちよちコンサートの参加者満足度。

特記事項 平成30年度の指定管理料は精算を行った。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金は、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | なら100年会館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館の利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また一般競争入札(3年継続契約)を実施し、コスト削減を図った。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないよう努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 施設の安全対策は、保安・警備業務等の委託業者との連携を密にし、常に万全の体制で取り組まれた。また、自衛消防組織を編成しているとともに、管理業務に従事する者の行動規範を定めた「危機管理マニュアル」を遵守し、職員の危機管理意識の向上に努めた。施設閉館中の災害発生時においても、30分以内に出勤できる職員を4名確保された。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|---|----------------------|--|---|----|
| 事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 計画通りに実施され、主催事業、貸館事業のバランスを保ちつつ、文化芸術によって人生を豊かにする事業の充実に努めた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、万葉オペラ、能楽普及事業や、若手演奏家育成事業等を実施された。また、自主財源確保のため、民間の助成金、補助金等の獲得にも努められた。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的な効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的な効果的な方策 | 事業別アンケート調査や外部事業評価を活用することでサービスの向上に取り組まれた。 また苦情・トラブルの対応について職員研修を行い、電話、窓口、インフォメーション等で、利用者の立場に立った心配りのある対応を行った。苦情があった場合もお客様の立場に立ち適切に対応することで、トラブルの拡大を防止、速やかに解決するよう努められた。 | B |
| 事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるものである こと | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的な効果的な方策が行われたか。 | 入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること | 職員の配置、勤務体制及び 研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的な効果的な方策が行われたか。 | 施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。 | 予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的發展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。 | B |
| その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成 することのできる 団体であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。 | 多様なイベントの受け入れだけでなく、万葉オペラや能楽普及事業の他、教育施設へのアウトリーチなど、地域と一体となった参加型事業を展開することで、市民文化の振興や地域間交流の促進という設置目的の達成に寄与された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|----------------------|---|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適正・効率的に施設の運営・事業が実施された。 |
| 指定管理者に対する 指示・指導事項 | 奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう努めていただきたい。また、施設・設備の劣化に伴い、これまで以上に安全性の確保が求められるため、市と協力・協議のうえ、適切な施設管理に努めていただきたい。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-----------------------|---|
| 前年度の指示・指導事項 及び改善状況 | 奈良の文化振興における拠点施設として、奈良の魅力発信・地域とのつながりの醸成・社会包摂的な事業等、幅広い事業を展開するとともに、より多くの市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供できるよう、さらに安全・安心な施設の管理運営を行っていただきたい。 →事業面では、「万葉オペラ」「能楽普及事業」に加え、「文化の絆で地域を結ぶ」をテーマとしたアウトリーチやバリアフリーコンサート等、社会包摂の面を持った事業から、身近に親しめる催しまで幅広い事業展開に努められた。施設の管理面では、委託業務の内容・仕様の見直しに加え、一般競争入札によるコスト削減に取り組まれ、限られた予算の中で適正な施設運営に努められた。 |
|-----------------------|---|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市杉岡華邨書道美術館 | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 一般財団法人奈良市総合財団 (非公募) | 指定の期間 | 平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 書道作品及び資料の保存、展示等を行い、市民の書道芸術の学習、鑑賞等に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、書道美術館を設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|---|------------|---|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認(月1回) ・故障、事故等の連絡報告確認(随時) ・事業評価シートに関するヒアリング(年1回) ・事業評価シート(3事業) | 利用者の満足度調査等 | - |
|-------------|---|------------|---|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|--------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 42,238,271 | 655,380 | 6,627 | 289 | - | - |
| 平成29年度 | 41,488,305 | 715,380 | 7,184 | 289 | - | 100 |

変動の大きい指標の変動理由 使用料収入は入館料。書道人口の減少と共に、利用者が557人の減、入館料が60,000円の減となった。今年度はアンケートを実施していない。次年度以降は事業アンケートを実施する予定。

特記事項 平成30年度の指定管理料は精算を行った。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
- ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。利用料金は、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
- ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 杉岡華邨書道美術館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、講座等については、しみんだよりやホームページで告知、事前応募を原則とし、公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|---|------------------|--|---|----|
| 事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、企画展・館蔵展を実施された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。 計画どおりの効果があったか。 | 展示会の趣旨を深く理解していただくための文化講座や列品解説講座の実施や、出張パネル展・筆書き体験コーナーといった普及事業を実施することで、幅広い市民に書道文化に触れていただく機会を創出された。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的な効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的な効果的な方策 | 英会話ができる職員の配置やおもてなしトイレの無料開放など、観光客が利用しやすい環境づくりに努められた。また、来館者を第一に迅速・的確かつ丁寧な対応を徹底し、苦情・トラブルの未然防止に努められた。 | B |
| 事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的な効果的な方策が行われたか。 | 入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的な効果的な方策が行われたか。 | 施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。 | 予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組またい。 | B |
| その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。 | 華邨をはじめとする各種展示会を開催。書家を招いての講演会や学芸員の解説、こども向けワークショップなど幅広い世代の市民に芸術の高い作品の素晴らしさを感じる機会を提供された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適切かつ効率的な管理及び事業が実施できた。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | 引き続き幅広い市民が杉岡作品・書道文化に触れる機会を提供し普及啓発に努めるとともに、展示会・講座においてアンケートを実施することで利用者のニーズを的確に把握し、適切な施設運営を実施するよう努めていただきたい。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|---|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | 書道に関心がある層だけでなく、一般の方々にも広く来館いただけるように、広報活動の強化・書道関連団体や他の文化団体との連携に加え、書道に詳しくない層に向けた間口の広い企画を実施する等、書道文化の普及啓発を図ってください。また、講座参加者のみでなく、展示会の鑑賞者にもアンケートを実施し、ニーズを的確に把握し来館者の増加に努めて下さい。 →名勝大乘院庭園での出張パネル展や筆書き体験コーナーでは、観光客や一般の方が気軽に杉岡作品や書道文化に触れていただく機会を提供し、普及啓発を図られた。 |
|-------------------|---|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市西部会館市民ホール | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 環境マネジメント株式会社 (公募) | 指定の期間 | 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の連帯感の育成と文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため、市民ホールを設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 故障、事故等の連絡報告確認(随時) 事業評価シートに関するヒアリング(年1回) 事業評価シート(3事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の3事業でアンケート実施 |
|-------------|--|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|--------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 40,000,000 | 11,575,115 | 40,967 | 306 | (ホール)48.3 | 87 |
| 平成29年度 | 40,100,000 | 12,198,435 | 35,848 | 304 | (ホール)48.9 | 86 |

変動の大きい指標の変動理由 指定管理者が変更となって1年目であり、事業の広報に注力したことから、利用者が5,119人の増、使用料収入が623,320円の増となった。利用者満足度は、学園前アートフェスタ2018の参加者満足度。

特記事項 平成27年度～平成30年度非精算。平成30年度より指定管理者変更。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 奈良市西部会館市民ホール条例に基づき、市民が公平に利用できる環境を整えられた。また、ホールの利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 本社とも連携しながら、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行、現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 西部会館管理組合と連携し、適正に各施設を監視するとともに、ビル全体の防災訓練に参加するなど、積極的な安全対策を実施された。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|---|------------------|---|--|----|
| 事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること | 事業実施計画 | 事業実施計画どりに事業が実施されたか。 計画どりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、市民の連帯感の育成と文化の向上、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どりに事業が実施されたか。 計画どりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、寄席や各種コンサートといった鑑賞事業だけでなく、「学園前アートフェスタ」参加による地域住民との協働や、ピアノ体験演奏会などを実施し、幅広い市民が参加された。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的な効果的な方策が行われたか。 | 事業アンケート実施によるニーズの把握、各種公演状況のウェブサイトへの掲載など、市民が理容師やすい環境づくりに努められた。また、常駐従事者は着任前に各種研修に参加された。 | B |
| 事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的な効果的な方策が行われたか。 | 施設管理については、委託業者と適宜情報共有をはかり、快適な環境維持に努められた。 | B |
| 事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適正に職員を配置され、運営業務にあたられた。また、本社職員が運営サポートとして適宜事業運営のバックアップ及びサポートにあたられた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的な効果的な方策が行われたか。 | 施設統括管理者の館長及び舞台設備運用管理者の副館長については、着任前に接遇研修・コンプライアンス研修・個人情報保護研修を行い、質の高いサービスを提供する体制を整えられた。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。 | 本社の経営状態は、健全な経営と安定した財務状況にある。 | B |
| その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。 | 西部公民館や地域団体と連携事業を実施され、自主事業では提供が難しいコンテンツを提供することで相互補完の連携に努められ、市民の連帯感の育成と文化の向上といった設置目的の達成に寄与された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適切かつ効率的な管理及び事業が実施できた。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | アンケートの実施により市民ニーズを的確に把握し、より質が高く市民に求められる事業を展開するとともに、効率的かつ安全・安心な施設管理に努めていただきたい。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | 指定管理者が変更となったため、前年度の指示・指導事項はなし。 |
|-------------------|--------------------------------|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市美術館 | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 一般財団法人奈良市総合財団 (非公募) | 指定の期間 | 平成30年4月1日から 令和3年3月31日まで (3年間) |
| 設置目的 | 市民の美術鑑賞と創作活動の活性化に寄与し、もって豊かな市民文化の形成を図るため、美術館を設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|---|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書の確認(年1回) ・日常の業務報告(月報)の確認(月1回) ・故障、事故等の連絡報告確認(随時) ・事業評価シートに関するヒアリング(年1回) ・事業評価シート(3事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の3事業でアンケート実施 |
|-------------|---|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|--------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 40,609,118 | 2,760,000 | 34,973 | 286 | (第1展示室)68.2% | 96 |
| 平成29年度 | 39,071,079 | 1,335,000 | 27,985 | 140 | (第1展示室)91.2% | 92 |

変動の大きい指標の変動理由 利用者数が6,988人の増、使用料収入が1,425,000円の増となったが、休館する前年の半数程度に留まっている。利用者満足度は、第15回新春造形まつり奈良市児童生徒作品展の参加者満足度。

特記事項 平成30年度の指定管理料は精算を行った。

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|--------------------------|--|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 奈良市美術館条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えられた。また、展示室の利用者については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手續きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的、効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、市展なら、奈良市美術家展、等の展示事業を実施された。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。 | 奈良市美術家協会と共催で市民実技講座、作品展を実施することにより、市民の創作活動の活性化に寄与された。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的・効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策 | 事業別アンケートにより、外部の方の意見を把握することで、サービスの向上に努められた。苦情に対しても、お客様の立場に立って内容を適切に把握し、トラブルの拡大を防ぎ、迅速対応するよう努められた。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 入れによる業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適正かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 学芸員(写真美術館と兼務)を確保されるとともに、職員全員が美術館を含む他の文化施設等での業務経験があり、蓄積された施設管理や事業に関するノウハウ、経験、実績を保有されている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。 | 予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的發展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まれない。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。 | 市と協力し、市展「なら」を開催する他、奈良市美術家協会との共催事業として市民実技講座及び作品展を開催するなど、施設の設置目的である市民の美術館賞と創作活動の活性化に寄与された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適切かつ効率的な管理及び事業が実施できた。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | ミ・ナーラのオープンにより、周辺環境が大きく変化したため、これまでどおりの事業を実施するのではなく、周囲の状況・利用者のニーズを適切に把握し、利用者増加に向けた事業の企画・実施に取り組んでいただきたい。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | 再オープンに伴い、周辺店舗の状況が大きく変わっているため、利用者への配慮に努め、適切な施設管理を行ってください。また、新たな環境における利用者の動向・ニーズの的確な把握に努め、利用者増加に向けた事業の企画・実施に取り組んでください。 →市と協力して再オープン展を開催し、新たな環境での施設運営を開始し、これまで以上に業務の質とサービスの向上に努められた。雨漏り・騒音が発生した際は、利用者、ミ・ナーラに対して迅速な対応を行い、トラブルの早期解決に努められた。 |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市北部会館市民文化ホール | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 一般財団法人奈良市総合財団 (公募) | 指定の期間 | 平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持を図り、もって市民の福祉の増進に資するため、北部会館を設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 故障、事故等の連絡報告確認(随時) 事業評価シートに関するヒアリング(年1回) 事業評価シート(2事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の2事業でアンケート実施 |
|-------------|--|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|--------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 31,162,381 | 7,933,675 | 93,080 | 306 | (ホール)66.9% | 95 |
| 平成29年度 | 34,260,286 | 8,887,525 | 128,036 | 304 | (ホール)70.3% | 98 |

変動の大きい指標の変動理由 利用者の高齢化や赤字に伴う事業の縮減等の理由により、利用者数が34,946人の減、使用料収入が953,850円の減となった。利用者満足度は、明日へ輝くコンサートPrart1・2の参加者満足度。

特記事項 平成30年度の指定管理料は精算を行った。

- ※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。
 ※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。
 利用料金は、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。
 ※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目 【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 奈良市北部会館市民文化ホール条例に基づき、市民が公平に利用できる環境を整えられた。また、貸館利用については、厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|---|------------------|--|---|----|
| 事業計画書の 内容が公の施設 の効用を最大限に 発揮させるもので あること | 事業実施計画 | 事業実施計画どりに事業が実施されたか。 計画どりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どりに事業が実施されたか。 計画どりの効果があったか。 | 地域の活発な文化活動の更なる振興のため、地域の各種団体等と協力した事業や文化講座、各種コンサートの開催など幅広い事業を実施され、多くの市民が参加された。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的な効果的な方策が行われたか。 苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的な効果的な方策 | 貸館事業においては、「親切」「丁寧」「心配り」を基本とした対応を心がけ、アンケートなどにより市民のニーズを把握するなど、幅広い世代が気持ちよく利用できるようサービスの向上に努められた。 | B |
| 事業計画書の 内容が公の施設 の経費の縮減が 図られるもので あること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。 創意工夫で経費を縮減することについて、具体的な効果的な方策が行われたか。 | 入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に 沿った公の施設 の管理を安定して 行う能力を有して いること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的な効果的な方策が行われたか。 | 施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。 団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。 | 予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的発展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組またい。 | B |
| その他効果的に 公の施設の設置 の目的を達成す ることのできる 団体であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。 | 多様な文化講座の開催や、地域団体と協働した地域に根差した事業の開催など、市民の自主的な文化活動の促進、教養の向上及び健康の保持といった設置目的の達成に寄与された。 | B |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適切かつ効率的な管理及び事業が実施できた。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | 継続してアンケートを実施することで、詳細に市民ニーズの把握に努め、文化講座の内容等を精査することで、より多くの市民が求める事業を実施し、幅広い世代が利用できる施設運営に努めていただきたい。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | 引き続き、地域住民・団体との協働に取組み、幅広い世代が参加できる多様な事業を実施してください。また、文化講座についてはアンケートの実施などによりニーズを把握し、内容・回数など適切な実施に努めてください。 →「平城ニュータウン文化祭」「ニュータウンフェスタかのほら」「神功音楽祭」といった地域と住民・団体と連携した事業や市民が参加できる多様な文化講座、各種コンサートを実施された。文化講座については、アンケートにより一定のニーズの把握に努められた。 |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--------------------------------------|
| 施設名 | 入江泰吉旧居 | 評価主体 | 文化振興課 |
| 指定管理者 | 一般財団法人奈良市総合財団 (公募) | 指定の期間 | 平成27年3月1日から 平成31年3月31日まで (4年間) |
| 設置目的 | 奈良を愛した写真家入江泰吉の旧居を保存し、及び活用することにより、その業績の顕彰を図り、もって奈良を愛する心を育むとともに、文化の向上に資するため、入江泰吉旧居を設置する。 | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|-----------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の確認(年1回) 日常の業務報告(月報)の確認(月1回) 故障、事故等の連絡報告確認(随時) 事業評価シートに関するヒアリング(年1回) 事業評価シート(2事業) | 利用者の満足度調査等 | 事業評価シート対象の2事業でアンケート実施 |
|-------------|--|------------|-----------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | (使用料)収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|--------|----------------|------------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 5,496,663 | 870,800 | 7,387 | 312 | - | 100 |
| 平成29年度 | 10,500,000 | 679,800 | 5,923 | 314 | - | 91 |

変動の大きい指標の変動理由 使用料は入館料。SNSの活用など広報活動を強化したことにより、利用者は1,464人の増、入館料は191,000円の増となった。利用者満足度は、入江泰吉と万葉集の参加者満足度。

特記事項 平成27年度～平成29年度非精算。平成30年度の指定管理料は精算を行った。

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|--|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 入江泰吉旧居条例に基づき、市民や観光客が公平に利用できる環境を整えた。また、講座等については、しみんだよりやホームページで告知、事前応募を原則とし、必要な場合は厳正な抽選を行い公平性の維持に努められた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく一部の市民を優遇していないか。 | 施設の管理運営に関する情報や指定管理者に関する情報については、奈良市情報公開施行規則等に基づいて、要求があれば速やかに公開できるよう準備された。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例、奈良市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する規則等関係法令の規定に基づき公平な管理運営を行い、適正に取り扱われた。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が適正に行われたか。 | 一般財団法人奈良市総合財団として、会計監査を実施することにより、適正な会計処理が行われた。また少ない経費で大きな効果が生まれる予算執行に努められた。現金の取り扱いにも十分注意し、盗難などのトラブルが起こらないように努められた。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 業務管理計画に基づき、効率的・効果的な保守点検、維持管理業務を実施された。また施設、設備の修繕・更新については、安全・安心を最優先と考え、迅速に対応がなされた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおり行われたか。 | 消防計画に基づき、緊急・災害時における職員役割を明確にした自衛消防組織を編成し、当年度の職員配置体制を踏まえた適切な役割分担を計画された。施設・誘導灯・非常灯の確認を徹底している。「来館者の安全を最優先」に事故・災害等が発生したときの対応マニュアルとなる独自の「リスク対応マニュアル」を作成し、職員に教育を行い、災害時の初動体制を確立されている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|---|---|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、旧居を保存し活用することにより入江氏の業績の顕彰を図られた。施設管理事業においては、安心・安全を最優先に考え、計画どおり施設の維持管理業務を効率的、効果的に行われた。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの効果があったか。 | 事業計画に基づき、入江氏に関する各種講座、カメラ教室、散策ツアーなどを実施された。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上について、具体的な効果的な方策が行われたか。苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的な効果的な方策が行われたか。 | HPやSNSを活用した広報を行うことでイベント情報や施設情報を広く発信することで、市民や観光客が利用しやすいよう努められた。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営できているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的な効果的な方策が行われたか。 | 入札による業者選定など、経費削減を意識した予算執行を行うことで、提案額内で施設の効用を損なうことなく、適切な管理運営が行われた。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む。)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統、責任権限含む。)であったか。 | 業務仕様書に基づき適かつ効果的な職員配置を実施するとともに、時間差出勤制度を導入することで、人件費の削減にも努められた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的な効果的な方策が行われたか。 | 施設間の連携により、業務の様々な分野において情報交換等を行うことで、効率的な運営に取り組まれた。また、市で実施する各種研修等にも積極的に参加し、スキルアップに努められた。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に、安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状況の悪化により、施設の管理運営が困難になるおそれはないか。 | 予算管理の徹底により健全で安定的な事業運営が行われた。財団は経営を圧迫するような負債もなく、財政状況は健全である。今後は、継続的發展が可能な組織としての基盤固めのため、さらなる財務体質の強化に取り組まねばならない。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | 団体の適合性 | 効果的に公の施設の設置目的を達成できる団体であるか。 | 入江氏の人となりを知ることができる各種講座や、ピンホールカメラ体験など幅広い事業を実施されており、設置目的である、旧居を保存し、活用することにより、その業績の顕彰を図られた。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | 指定管理者として、概ね適切かつ効率的な管理及び事業が実施できた。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | 平成31年度からは、引き続き一般財団法人奈良市総合財団による指定管理となるため、これまでの実績を分析し、施設運営に反映させるとともに、提案された事業計画に基づき、具体的なスケジュールを立てて、事業実施に努めていただきたい。 |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | <p>入館者数が開館以降大幅に減少している。入江泰吉記念奈良市写真美術館とも積極的に連携を図り、事業を実施していない時でも足を運んでもらえるような展示企画の検討、近隣施設への広報協力・SNSでの情報発信、多言語表示による外国人観光客へのサービス向上など、入館者数の増加に向け積極的な施設運営を行ってください。また、入館者へのアンケートを実施し、現状や課題を把握・分析し、結果を施設運営に反映させてください。</p> <p>→HPやSNSを活用した広報活動の強化や、観光客の誘客のためチラシやポスターに英文を併記するなどサービスの向上に努められ、入館者数については前年度比124%となった。</p> |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---------------------------------|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市鴻ノ池陸上競技場等3施設 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 長谷川体育施設・キタイ設計グループ (公募) | 指定の期間 | 平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|---|------------|------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●利用状況報告(月次) | 利用者の満足度調査等 | ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取 |
|-------------|---|------------|------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料金収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|-----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 77,080,000 | 22,906,720 | 508,229 | 302 | 別紙 | |
| 平成29年度 | 77,080,000 | 22,479,020 | 476,433 | 299 | 別紙 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | インターネット予約システムを活用し、予約の公平性を期している。奈良市HP、市民だより、HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 指定管理者が独自にHPを作成し、タイムリーにブログを更新するなど情報発信に努めている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 業務仕様で定める個人情報の保護、その他法令に係る業務を実施し適合状態を維持している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 社内規定に沿って会計処理を行っている。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 軽度の修繕・補修を積極的に行い、景観に配慮した植栽地管理を自主的に実施している。法定点検等についても適正に実施している。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 危険箇所を把握し、施設の安全確保に努めている。災害予防の為、すべての排水側溝の泥上げを実施するなど危機管理に対する意識が高い。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|---|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 陸上競技場の芝生の管理状況については格段の改善が維持できている。利用者サービスについて市と調整を図りながら柔軟に対応し利用拡大に貢献している。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 従前の自主事業を継続し、新たな企画も実施されている。公共施設として、健康増進を目的とした幅広い事業実施を目指している。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 各施設の利用上の注意点を明確にし、終了時のチェック記入による確認を周知する工夫をしている。プレーヤー目線での整備が充実しつつある。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 指定管理料の範囲内で管理運営ができており、作業の直営化と作業効率で勤務が増加する中、経費削減に努めた | A |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 職員体制を見直しサービス水準の向上に努めた。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 長年の業務実績を持つ公園管理運営士による指導のもと、実地研修を実施している。医療法人に所属するスポーツトレーナーと提携し、ソフト面の指導体制を構築している。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料内で計画的な施設運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 健康志向、競技志向、リハビリ、成人病予防などあらゆるニーズに対応できる施設として、幅広い視点で管理運営するとともに、付加価値のあるサービス提供を目指している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 行政の実施する事業について、一定の協力が見られる。市からの要請に対しても対応しているが、時間外勤務が増えるなどの課題がある。 | B |
| | 要望・苦情への対応 | 利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか | 施設利用者だけでなく、公園利用者からの要望等も受け、軽易な部分は適宜対応している | B |
| | アンケート調査の実施 | アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。 | アンケートを実施することで、改善すべき事項を把握し、より良い施設サービスの向上を目指している。 | B |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | 施設管理や行政との連携に関し今後の課題もあるが大幅に改善され円滑な関係が構築できはじめた。芝生管理は高いレベルで行われており、今後に期待したい。また、市からの要請に対しても、柔軟に対応するように努めているが、時間外勤務が増えているため、今後検討が必要である。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

| 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | | 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | |
|----|----------------------|----------|--------|----|----------------------|----------|--------|
| | | 平成30年度 | 平成29年度 | | | 平成30年度 | 平成29年度 |
| 1 | 鴻ノ池陸上競技場田競技場 | 79.6% | 73.7% | 16 | | | |
| 2 | 鴻ノ池陸上競技場補助競技場 | 61.1% | 59.4% | 17 | | | |
| 3 | 鴻ノ池陸上競技場投てき練習場 | 24.5% | 35.8% | 18 | | | |
| 4 | 鴻ノ池陸上競技場図目的広場 | 24.3% | 26.4% | 19 | | | |
| 5 | 鴻ノ池球場 | 45.0% | 42.2% | 20 | | | |
| 6 | 鴻ノ池コート | 66.6% | 68.6% | 21 | | | |
| 7 | | | | 22 | | | |
| 8 | | | | 23 | | | |
| 9 | | | | 24 | | | |
| 10 | | | | 25 | | | |
| 11 | | | | 26 | | | |
| 12 | | | | 27 | | | |
| 13 | | | | 28 | | | |
| 14 | | | | 29 | | | |
| 15 | | | | 30 | | | |

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---------------------------------|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市南部生涯スポーツセンター等6施設 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | ミズノ・奈良市総合財団グループ (公募) | 指定の期間 | 平成27年4月1日から 令和2年3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|----------------|------------|------------------|
| モニタリングの主な手法 | ●事業報告書の確認(年1回) | 利用者の満足度調査等 | ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取 |
|-------------|----------------|------------|------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 22,100,000 | 7,749,765 | 104,354 | 348 | 別紙 | |
| 平成29年度 | 22,100,000 | 7,816,795 | 114,627 | 348 | 別紙 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。ミズノ独自のHPにも施設紹介ページを設け、施設の広報に努めている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 指定管理業務仕様書や社内規定に基づいた体制をとっている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 指定管理業務仕様書や社内規定に基づいた体制をとっている。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 管理者の社内規定に基づいた会計処理を行っているが、指定管理業務に関する経費と管理者の経費を分けて管理している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 法定点検等については適正に実施している。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 危険箇所は立ち入り禁止とするなど、施設の安全確保に努めている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|---|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 利用者サービスについては、利用者に迷惑にならないように自主事業開催など実施している。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 市の主導する継続的な事業については実施されている。事業計画に記載されているような地域スポーツの振興に寄与する新たな事業としてバドミントンスクールを開講し更に各種スクール開校を目指している。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 接遇に関しては定期的な全体研修の実施と個々のスタッフに個別研修を実施しサービス向上を目指している。苦情やトラブルに関しては、ご意見をいただいた際にはすぐに対応し報告するように心がけている。また指定管理区域外の近隣への対応も率先して行っている。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 提案額を超える管理経費となっているが、自主財源でまかなっているが、事業計画を見直し、コストバランスの取れた運営管理が必要である。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 職員配置体制は維持されている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 類似事業の展開については十分な実績があるものの、施設への導入を着実に進めている。施設の貸館状況が高い為、利用者にご迷惑にならないように各種事業を進めていく。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料内での施設管理が難しい状況である。長年ご利用されている利用者にご迷惑にならないように、自主事業を展開し安定的な運営を目指す。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 競技に対する理解や地域との連携を持った管理への工夫が求められる。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 奈良クラブ等のトップスポーツパートナーチームと協力した事業展開は継続的に実施している。 | B |
| | 要望・苦情への対応 | 利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか | 要望等に関する情報は把握し対応している。市との連絡体制の構築に努めていく必要がある。 | B |
| | アンケート調査の実施 | アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。 | 年1回実施している。 | B |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | コストバランスは前年度に比べ改善されているものの良好とはまだ言い難い。他施設でのノウハウを活かし、地域に根差したスポーツ施設としての管理と、事業展開に努めて欲しい。施設運営として真摯に運営されており今後も一層利用者満足向上を目指してほしい。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

| 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | | 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | |
|----|------------------------|----------|--------|----|----------------------|----------|--------|
| | | 平成30年度 | 平成29年度 | | | 平成30年度 | 平成29年度 |
| 1 | 南部生涯スポーツセンター 体育館 | 92.8% | 92.5% | 16 | | | |
| 2 | 南部生涯スポーツセンター 球技場 | 45.8% | 50.6% | 17 | | | |
| 3 | 南部生涯スポーツセンター コート | 40.7% | 30.5% | 18 | | | |
| 4 | 南部生涯スポーツセンター 多目的コート | 20.1% | 25.5% | 19 | | | |
| 5 | 柏木球技場 | 60.1% | 68.0% | 20 | | | |
| 6 | 柏木コート | 56.1% | 54.2% | 21 | | | |
| 7 | | | | 22 | | | |
| 8 | | | | 23 | | | |
| 9 | | | | 24 | | | |
| 10 | | | | 25 | | | |
| 11 | | | | 26 | | | |
| 12 | | | | 27 | | | |
| 13 | | | | 28 | | | |
| 14 | | | | 29 | | | |
| 15 | | | | 30 | | | |

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---------------------------------|-------|--|
| 施設名 | 奈良市ならやま屋内温水プール | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 奈良市社会福祉協議会 (非公募) | 指定の期間 | 平成29年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|------------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●事業執行状況報告(月次) ●日常の業務報告(月報)の確認 | 利用者の満足度調査等 | ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取 |
|-------------|--|------------|------------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 45,600,000 | 4,610,500 | 31,716 | 288 | 100 | |
| 平成29年度 | 45,600,000 | 4,786,400 | 30,372 | 287 | 100 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 障がい者と健常者の交流の場として運営管理を行っている。他の温水プールと比べて供用時間などが限られているので、平等利用となるよう配慮が必要である。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 独自に定款を定めており、職員にも周知している。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 独自に定款を定めており、個人情報については施錠保管を徹底するなど適切に処理している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 公会計に準じた経理規定を設け、適切に執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 建物の老朽化が進んでいるが、安全に利用してもらえるよう運営管理している。機械系統の点検については専門業者に委託を行っている。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 破損箇所への補修など、施設が老朽化しているが適切に安全管理を行っている。また、プール施設として特に必要とされる救命訓練等について、継続的に講習受講をしている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 一般開放と団体利用の両立を図った運営を行っている。特に障がい者の機能訓練等に取り組んでおり成果も出ているが、福祉事業の要素が強く、スポーツの振興という面の事業が乏しい。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 健常者から障がい者まで幅広い受講者を対象とした水泳教室を実施している。受講者数の減少が見られるので、対応の検討が必要である。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 市民日よりホームページを活用し、利用促進に努めている。また、接遇についても笑顔で対応を心がけ、要望については出来る限り迅速な対応を実施している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 光熱水費の節約のため空調カーテンを設置するなど、利便性を維持しつつ経費の節減に努めている。施設の軽微な維持補修などをもう少し実施する必要がある。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 少ない職員数ながらも、総合福祉センターとも連携を取り、安全な施設の供用に努めている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | スポーツ施設等安全管理講習会などの研修に参加し、ノウハウの習得に努めている。臨時職員も含めて、安全管理に対する知識の習得と共有を継続している。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 総合福祉センターとも連携をとり、指定管理料内での施設管理が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 障がい者スポーツに対する取り組みを主として、健常者との仲間づくりを目指している。スポーツ施設としては、競技者数の増加や大会への出場など、技術面の向上を目指した事業展開についても検討して欲しい。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 所管課との連携事業は実施していない。スポーツ推進計画の中でも、アダプテッドスポーツに特化した施設であることを踏まえた管理運営を行う必要がある。 | B |
| | 要望・苦情への対応 | 利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか | 伝言メモ・ホワイトボードなどを利用し、迅速な対応と情報共有に努めている。 | B |
| | アンケート調査の実施 | アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。 | 実施している。 ニーズ把握のため、有効活用を求めている。 | B |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 施設の老朽化が著しいが、総合福祉センターとも連携を取りつつ安全な供用に努めている。一方、高齢者や障がい者以外の利用者数は減少傾向にある。福祉施設の一部としてではなくスポーツ施設として供用していくのであれば、利用者数の拡大についても検討が必要である。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|---------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市中央体育館等6施設 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 奈良市総合財団 (非公募) | 指定の期間 | 平成 27年4月 1日から 令和2年3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの普及振興を図るとともに施設の有効活用を図るために設立された | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|--|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●事業執行状況報告(月次) ●日常の業務報告(月報)の確認 | 利用者の満足度調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取 |
|-------------|--|------------|--|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 128,600,000 | 31,830,195 | 368,333 | 347 | 別紙 | |
| 平成29年度 | 128,600,000 | 34,512,095 | 368,275 | 353 | 別紙 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。奈良市HP、市民だより、総合財団HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 指定管理者において、情報公開に関する要綱等を定め、総合財団HP上でも様々な情報公開に努めている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報については、施錠できる場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 会計ソフトを活用し、指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。また、公認会計士による月次監査を実施しており、外部のチェックが入る体制が出来ている。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 軽度の修繕・補修などは、職員が積極的に行っている。また、法定点検等についても適正に実施している。チェックシートの作成などを進めており、管理体制の向上が見られる。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 危険箇所や修繕の必要性などについて、こまめに担当課に連絡があり、危険箇所は立ち入り禁止とするなど施設の安全確保に努めている。危機対応マニュアル等を作成しており、安全な施設運営に努めている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|---|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。今後は、より明確な目標を設定しスポーツの振興と利用者満足度の向上にさらに努めて欲しい。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。定員を超える応募がある事業も一部ある。供用日の拡充について積極的であり、今後もさらなるニーズの把握と、事業コストの見直しに努めてほしい。 | A |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | スポーツ産業の振興と利用促進のために年末年始の供用日の拡大を行った。苦情・要望等についても情報共有をしながら対応している。接遇に関する研修を実施するなど、サービス向上に努めている。 | A |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 安全性と利便性を保ち、効率化を中心とした経費削減を進めている。消耗品などの購入、管理の方法についても再検討を行い、適切なコスト管理を継続して欲しい。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | シフト勤務制を導入したことで、サービスの質は維持しつつ、人件費の削減に成果が出ている。職員の活用を行って欲しい。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 各種協議会への参加や、他市町村の施設や民間施設の事例などの情報収集に努めている。今後はそれらを活用し、事業展開に反映させていく必要がある。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料内で計画的な施設運営が出来ている。組織としては、市以外の受託業務の検討など、総合的な資本の安定化の検討が必要である。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 利用しやすい施設として、供用日の拡大や開場時間の延長などを行うことで、利便性を高め、多くの方がスポーツに供しやすい環境づくりを目指している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 担当課の開催するイベントにも積極的に協力しており、連携が取れている。施設管理の面においても、様々な事案について自主的に解決するよう努め、報告体制も適切であった。 | B |
| | 要望・苦情への対応 | 利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか | ご意見箱を設置するなどし、要望・苦情については迅速に対応している。要望等については、関連施設で共有し、所管課とも調整しながら対応している。 | B |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | 施設管理業務については円滑に実施しており、担当課との連携も取れている。経費削減への取り組みについても、シフト勤務制の導入など実施しており、削減したコストの一部を施設整備に活用している点も評価できる。接遇や利用者対応の面でもサービスが向上しており、行政の実施事業についても積極的に協力をしている。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---------------------------------|-------|---------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 奈良市総合財団 (非公募) | 指定の期間 | 平成30年 4月1日から 令和3年 3月31日まで (3年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|--|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●事業執行状況報告(月次) ●日常の業務報告(月報)の確認 | 利用者の満足度調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取 |
|-------------|--|------------|--|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|------------------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 246,400,000 | 35,557,598 | 291,105 | 334 | 別紙 | |
| 平成29年度 | 241,600,000 | 45,545,120 | 365,141 | 334 | 別紙 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | プール施設において利用停止期間が発生したため | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適：指定管理者としてふさわしい状態、否：指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | インターネット予約システムを活用し、公平性を期している。奈良市HP、市民だより、総合財団HP等で広報を行い、広く周知活動を行っている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 指定管理者において、情報公開に関する要綱等を定め、総合財団HP上でも様々な情報公開に努めている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 指定管理者において、個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報については、施錠できる場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 会計ソフトを活用し、指定管理者において庶務規定、会計処理規定を定め適切に執行している。また、公認会計士による月次監査を実施しており、外部のチェックが入る体制が出来ている。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 軽度の修繕・補修などは、職員の空き時間などを利用し積極的に行っている。また、法定点検等についても適正に実施している。チェックシートの作成などを進めており、管理体制の向上が見られる。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 危険箇所の把握と、修繕の必要性などについて、こまめに連絡があり、危険箇所は立ち入り禁止とするなど、施設の安全確保に努めている。危機対応マニュアル等を作成しており、安全な施設運営に努めている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも迅速に対応している。今後は、より明確な目標を設定しスポーツの振興と利用者満足度の向上にさらに努めて欲しい。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 貸館事業と自主事業のバランスを保ち計画通りに実施している。水泳教室など、定員を超える応募がある事業もある。今後はさらなるニーズの把握と、事業コストの見直しが必要である。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 利用促進のため年末年始や夏季のプールにおいて供用日の拡大を行った。苦情・要望についても情報共有をしながら対応している。接遇に関する研修を実施するなど、サービス向上に努めている。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 物件費コストの圧縮は実施されているが、人件費を含めたフルコストでは増額傾向にある。組織としての事業展開について検討の必要性がある。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | シフト勤務制を導入したことで、サービスの質は維持しつつ、人件費の削減に成果が出ている。今後も適性を最大限に活かした人材活用を行って欲しい。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 専門知識を持った職員が配置されているが、職員指導に活用できていない部分も見受けられる。職員数が多いため、臨時職員も含めた情報共有と研修・指導を徹底する必要がある。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料以外の財源が乏しいため、組織としての事業継続が指定管理料に左右される状況である。人件費の増加が施設管理業務を圧迫しているため、組織としての体制の見直しが必要である。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 地域に根ざしたスポーツ施設としての管理や従前からの事業は継続できている。今後は目標を持った事業展開を行う必要がある。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 今後の施設運営を見据えて連携をとってスポーツ振興に当たっていききたい。 | B |
| | 要望・苦情への対応 | 利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか | ご意見箱を設置するなどし、要望・苦情については迅速に対応している。施設窓口へ寄せられる要望も可能な限り即時対応している。今後は、要望・苦情をさらに迅速に対応できる体制向上の必要がある。 | B |
| | アンケート調査の実施 | アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。 | 各施設で新たにアンケート調査を実施した。寄せられた情報を施設の整備などに活かしている。今後は、得られた情報の活用方法の拡充を検討したい。 | B |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | スポーツ施設管理者として必要とされる業務については、適正に執行している。経費削減への取り組みについても、シフト勤務制を導入するなど積極的に実施しており、削減できたコストの一部を施設整備に活用している点が評価できる。今後は、接遇などのサービス面の向上や、自主事業における独自性・多様性、コスト削減と施設整備費の確保などを重視して管理業務を行ってほしい。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

| 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | | 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | |
|----|----------------------|----------|--------|----|----------------------|----------|--------|
| | | 平成30年度 | 平成29年度 | | | 平成30年度 | 平成29年度 |
| 1 | 中央体育館 | 93.6% | 93.6% | 16 | | | |
| 2 | 中央第二体育館 | 94.0% | 94.0% | 17 | | | |
| 3 | 中央武道場 | 61.5% | 61.5% | 18 | | | |
| 4 | 中央第二武道場 | 71.5% | 71.5% | 19 | | | |
| 5 | 弓道場 | 86.6% | 86.6% | 20 | | | |
| 6 | 相撲場 | 9.5% | 9.5% | 21 | | | |
| 7 | | | | 22 | | | |
| 8 | | | | 23 | | | |
| 9 | | | | 24 | | | |
| 10 | | | | 25 | | | |
| 11 | | | | 26 | | | |
| 12 | | | | 27 | | | |
| 13 | | | | 28 | | | |
| 14 | | | | 29 | | | |
| 15 | | | | 30 | | | |

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

| 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | | 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | |
|----|-------------------------|----------|--------|----|-------------------------|----------|--------|
| | | 平成30年度 | 平成29年度 | | | 平成30年度 | 平成29年度 |
| 1 | 西部生涯スポーツセンター 体育館 | 98.8% | 97.1% | 16 | 奈良阪球技場 | 37.9% | 35.1% |
| 2 | 西部生涯スポーツセンター 屋内温水プール | 99.2% | 100.0% | 17 | 登美ヶ丘球技場 | 41.1% | 49.7% |
| 3 | 西部生涯スポーツセンター 球技場 | 56.3% | 59.1% | 18 | 西部生涯スポーツセンター ゲートボール場 | 29.2% | 1.3% |
| 4 | 西部生涯スポーツセンター コート | 62.3% | 63.2% | 19 | 西部生涯スポーツセンター クラブハウス | 8.7% | 1.7% |
| 5 | 緑ヶ丘球場 | 52.5% | 49.2% | 20 | | | |
| 6 | 青山コート | 46.0% | 43.9% | 21 | | | |
| 7 | 青山プール | 100.0% | 100.0% | 22 | | | |
| 8 | 黒谷コート | 73.7% | 97.5% | 23 | | | |
| 9 | 黒谷球技場 | 35.1% | 57.2% | 24 | | | |
| 10 | 平城第一コート | 56.8% | 62.0% | 25 | | | |
| 11 | 平城第一球技場 | 38.4% | 34.6% | 26 | | | |
| 12 | 平城第二コート | 71.4% | 72.9% | 27 | | | |
| 13 | 平城第二球技場 | 56.2% | 58.0% | 28 | | | |
| 14 | 佐保山コート | 45.3% | 43.4% | 29 | | | |
| 15 | 中ノ川球技場 | 28.9% | 35.8% | 30 | | | |

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 平城ニュータウンスポーツ協会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|--|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取 |
|-------------|--|------------|--|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 2,190,000 | 1,439,850 | 18,638 | 365 | 88.1 | |
| 平成29年度 | 2,190,000 | 1,464,150 | 20,101 | 365 | 90.8 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 また、稼働率も比較的高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 平城ニュータウンスポーツ協会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|--|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 | |
|-------------|--|------------|--|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 1,790,000 | 1,804,650 | 30,327 | 365 | 90.0 | |
| 平成29年度 | 1,790,000 | 1,836,150 | 30,589 | 365 | 90.0 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。また、地域広報誌なども活用している。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。(業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 また、稼働率も比較的高水準であり、利用者の満足度の高さが伺える。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市七条コミュニティスポーツ会館 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 七条地区自治連合会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|--|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 | |
|-------------|--|------------|--|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 1,650,000 | 1,474,100 | 15,170 | 365 | 79.9 | |
| 平成29年度 | 1,650,000 | 1,417,950 | 14,014 | 365 | 74.4 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。(業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市東市コミュニティスポーツ会館 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 東市地区自治連合会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | |
|-------------|--|------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 |
|-------------|--|------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 1,250,000 | 770,250 | 5,136 | 365 | 24.6 | |
| 平成29年度 | 1,250,000 | 806,100 | 7,966 | 365 | 52.4 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した供用を心がけている。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 受付窓口を施設近隣の店舗にするなど工夫をしており、利便性の確保に努めている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 使用料の納付と、月次報告に遅れが見られる。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 南紀寺五丁目第一自治会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | |
|-------------|--|------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 |
|-------------|--|------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 1,300,000 | 1,098,300 | 10,681 | 365 | 80.6 | |
| 平成29年度 | 1,300,000 | 1,038,300 | 10,069 | 365 | 72.1 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 予約抽選日を定めるなど、平等に利用してもらえる環境づくりに努めている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 施設の設置目的に合わせた管理運営に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した運営をしており、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 経理・報告事務等について細かく行われている。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 狭川地区自治連合会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | |
|-------------|--|------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 |
|-------------|--|------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 800,000 | 232,500 | 2,791 | 365 | 9.9 | |
| 平成29年度 | 800,000 | 192,100 | 1,704 | 365 | 8.0 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|---|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 地域だけでなく、多くの利用者を受け入れるよう運営している。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。(業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。 山間部に位置する施設のため、地域だけでなく外部とも連携を図り、稼働率の向上に努めて頂きたい。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市田原コミュニティスポーツ広場 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 田原地区自治連合会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | |
|-------------|--|------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 |
|-------------|--|------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 830,000 | 245,800 | 4,326 | 365 | 11.9 | |
| 平成29年度 | 830,000 | 337,100 | 7,052 | 365 | 16.1 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施設の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。 山間部に位置する施設のため、地域だけでなく外部とも連携を図り、稼働率の向上に努めて頂きたい。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 邑地町自治会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | |
|-------------|--|------------|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 |
|-------------|--|------------|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 570,000 | 98,000 | 1,194 | 365 | 6.8 | |
| 平成29年度 | 570,000 | 108,000 | 1,642 | 365 | 7.7 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施設の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、老朽化が進んでいるが、利用者に危険のないよう、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。(業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を削減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。 山間部に位置する施設のため、地域だけでなく外部とも連携を図り、稼働率の向上に努めて頂きたい。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市石打コミュニティスポーツプール | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 石打自治会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和3年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|--|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 | |
|-------------|--|------------|--|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 200,000 | 18,800 | 94 | 15 | 100 | |
| 平成29年度 | 200,000 | 27,400 | 137 | 18 | 100 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 豊かな地域社会づくりに寄与すべく、誰でも利用してもらえるよう、地域広報誌等で広報に努めた。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施錠の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|---|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 またプールの安全運営のため、講習会に参加するなどしている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治連合会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、夏季の地域住民・児童の憩いの場となっており、適正と評価できる。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 施設名 | 奈良市八条コミュニティスポーツ広場 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 八条第二自治会 (非公募) | 指定の期間 | 平成28年 4月 1日から 令和2年 3月31日まで (4年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興と連帯感の育成を図り、もつて市民の心身の健全な発達とふれあい豊かな地域社会づくりに寄与するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|--|------------|--|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 | |
|-------------|--|------------|--|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------|----------------|---------------|
| 平成30年度 | 420,000 | 83,000 | 895 | 365 | 5.7 | |
| 平成29年度 | 420,000 | 182,000 | 2,834 | 365 | 14.1 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適:指定管理者としてふさわしい状態、否:指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。 正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | 施設の設置目的を踏まえ、地域住民の交流の場として、また遠隔地からの利用者も受け入れ、平等な供用に努めている。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 奈良市の情報公開に準じ、適正な運用を図っている。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 個人情報については、慎重に取り扱い、申請書等については施設の出来る場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 経理については、単独で処理せず会長等に確認を取りながら執行している。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設・備品等について、異常がある場合は適切に報告があり、維持管理に努めていた。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 施設の保安・警備については、目視で確認すると共に、非常時の対応については、周辺住民からの応援態勢を申し合わせている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|--|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 事業実施計画は策定されていないが、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの向上に努めている。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 自主事業は実施していない。 (業務仕様として定めていない) | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域コミュニティを重視した利用をし、苦情等についても適切に対応している。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 管理経費については必要最低限の執行に努め、小修繕等については管理者で実施し、経費の縮減に努めている。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | 管理委員を決め、利用者が不便にならないよう連絡体制を取っている。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 地域密着型の施設運営について、長年のノウハウを活かし、市民サービスに努めている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 指定管理料の範囲内での管理運営に努め、自治会としての財務状況に影響を及ぼさないよう運営が出来ている。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の設置目的でもある、地域における生涯スポーツの促進を意識している。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | 指定管理者として市の方針を理解し、報告などについても適切に行っている。 | B |
| | | | | |
| | | | | |

5. 総合評価

| | |
|------------------|--|
| 総合評価 | 利用者からの苦情は特になく、概ね良好な管理運営がされている。 管理運営は地元自治会が行っており、利用しやすい方法や維持管理に努めている。 また、地域のスポーツクラブの活動拠点としての利用促進もしており、適正と評価できる。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

指定管理者評価表（平成30年度）

1. 施設概要

| | | | |
|-------|---------------------------------|-------|-------------------------------------|
| 施設名 | 奈良市都祁生涯スポーツセンター等4施設 | 評価主体 | 市民部スポーツ振興課 |
| 指定管理者 | 奈良市総合財団 (公募) | 指定の期間 | 平成30年 4月 1日から 令和5年 3月31日まで (5年間) |
| 設置目的 | 市民の体育・スポーツの振興を図るとともに文化の向上に資するため | | |

2. モニタリングの主な手法

| | | | |
|-------------|---|------------|--|
| モニタリングの主な手法 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業報告書の確認(年1回) ●事業執行状況報告(月次) ●日常の業務報告(月報)の確認 ●管理業務に関するヒアリング(年1回) | 利用者の満足度調査等 | <ul style="list-style-type: none"> ●ご意見箱の設置 ●各施設窓口でのご意見、苦情聴取 |
|-------------|---|------------|--|

3. モニタリングの主な指標

| 主な指標 | 指定管理料※1 (円) | 使用料収入※2 (円) | 利用者数 (人) | 開館日数 (日) | 施設稼働率※3 (%) | 利用者満足度 (%) |
|---------------|-------------|-------------|----------|----------|-------------|------------|
| 平成30年度 | 10,100,000 | 1,493,665 | 17,168 | 296 | 別紙 | |
| 平成29年度 | 10,100,000 | 1,520,980 | 17,731 | 297 | 別紙 | |
| 変動の大きい指標の変動理由 | | | | | | |
| 特記事項 | | | | | | |

※1 指定管理料とは、市が施設の管理・運営に係る費用として指定管理者へ支払う委託料のこと。

※2 使用料とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者の収入ではなく市の歳入となる公金。

利用料金とは、公の施設の利用に伴い徴収する料金であり、指定管理者が施設を管理・運営していくための収入として収受させることができる。

※3 施設稼働率の算定方法：稼働時間/貸し出し可能時間

4. 項目別評価

(1) 適否評価項目

【評価基準】 適: 指定管理者としてふさわしい状態、否: 指定管理者としてふさわしくない状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|----|
| 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること | 市民による平等利用に対する考え方及び方策 | 市民による平等利用の確保について、具体的・効果的な方策が行われたか。正当な理由なく、一部の市民を優遇していないか。 | インターネット予約システムを活用し、予約の公平性に努めている。スポーツツーリズム事業の一環として、近隣の宿泊施設と協力しているため、施設の平等利用には注意が必要である。 | 適 |
| | 情報公開に対する考え方及び方策 | 市民に対する情報公開について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 総合財団の情報公開要綱・要領を遵守し、適切に対応している。 | 適 |
| | 法令遵守に対する考え方及び方策 | 個人情報の保護・法令遵守について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 指定管理者において、個人情報保護要綱を定め、施設使用申請書等の個人情報については、施錠できる場所で保管している。 | 適 |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 経理の適正性 | 公の業務として、適正な経理の執行が行われたか。 | 会計システムを導入しており、定期的に公認会計士による監査も受けている。 | 適 |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 施設の維持管理に対する考え方及び方策 | 施設・備品等の保全、設備の保守・点検その他施設の維持管理について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 軽度の修繕・補修などは積極的に行っている。法定点検についても適性を実施している。 | 適 |
| | 施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策 | 施設の保安・警備その他の施設の安全対策、事故・災害等の非常時の対応について、業務仕様書に定める水準どおりに行われたか。 | 災害発生時等の「危機管理マニュアル」を作成し、日々安全に努めている。 | 適 |

(2) 点数評価項目

【評価基準】 A: 協定・業務仕様書等に定める水準を上回る状態 B: 協定・業務仕様書等に定める水準どおりの状態
C: 協定・業務仕様書等に定める水準を下回る状態

| 区分 | 評価項目 | 評価の着眼点 | 実施内容 | 評価 |
|-------------------------------------|------------------|--|---|----|
| 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること | 事業実施計画 | 事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画通りの成果があったか。 | 安全で利便性の高い施設管理を心がけ、利用者や所管課の要望にも対応している。今後はより明確な目標を設定し、スポーツの振興と利用者満足度の向上に努めて欲しい。 | B |
| | 自主事業実施計画 | 自主事業実施計画どおりに事業が実施されたか。計画どおりの成果があったか。 | 指定管理施設だけでなく、都祁地域の他施設と連携し、健康づくりや体力づくり事業を実施している。今後は、財団他施設との連携事業も検討して欲しい。 | B |
| | 利用の促進、サービスの向上の方策 | 利用の促進・サービスの向上、苦情・トラブルの適切な対応・防止について、具体的・効果的な方策が行われたか。 | 施設利用者へのスコアカードの貸出しなど、ニーズにあったサービスの展開を行っている。山間部に位置するため、予約や申請の方法の見直しが必要である。 | B |
| 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること | 指定管理料の提案額 | 施設の効用を損なわず、提案額内で施設を管理運営出来ているか。創意工夫で経費を縮減することについて、具体的・効果的な方策が行われたか。 | シフト勤務体制も導入しており、サービスの質を維持した管理が継続できている。今後は稼働率の向上に対応したコスト管理が必要である。 | B |
| 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること | 職員の配置、勤務体制及び研修計画 | 業務仕様書に定める水準(労働関係法規の遵守を含む)を満たし、効果的な職員の配置・勤務体制(指揮系統・責任権限含む)であったか。 | シフト勤務の実施により、利用者の増加に対応できるよう、効率的に職員を配置している。配置人員が少なからざるを得ない時間帯があるため、安全管理に配慮が必要である。 | B |
| | 類似事業の実績、ノウハウ | 業務遂行のために必要な職員の確保・育成のために、職員の採用及び研修・指導に関する具体的・効果的な方策が行われたか。 | 総合財団内で事務長会議を実施し、施設の整備などについて意見交換をしている。 | B |
| | 財務状況の健全性 | 指定の期間内に安定的に事業を継続できる財務状況か。団体の財務状態の悪化により施設の管理運営が困難になる恐れはないか。 | 施設の稼働率上昇によるコストの増加が生じている。稼働率に見合ったコスト管理と予算の確保が課題である。 | B |
| その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること | スポーツ振興に対する考え方 | 施設を管理運営する上で、スポーツ振興についてのコンセンサスがあるか。 | 施設の立地特性などを把握したうえで、民間と連携した効果的な施設活用を行っている。 | B |
| | 行政との連携 | これまで指定管理者あるいは委託事業の受託者として、行政と円滑に連携できた実績はあるか。市の方針に対する理解は十分か。 | スポーツツーリズム事業などについても理解があり、積極的かつ柔軟な対応をしている。報告事項に一部漏れが生じたが、適切に改善されている。 | B |
| | 要望・苦情への対応 | 利用者が要望・苦情を述べやすい環境づくりができているか | 職員間での懸案事項の共有などの連絡体制が構築できている。 | B |
| | アンケート調査の実施 | アンケートを実施しているか。また実施結果を把握しているか。 | アンケートを実施しており、総合満足度の算出なども出来ている。 | B |

5. 総合評価

| | |
|------------------|---|
| 総合評価 | 指定管理施設だけでなく、近隣他施設と連携したスポーツツーリズム事業についても実施しており、利用者の向上に寄与している。また、利用者満足度も良好である。今後は具体的な目標をもった管理に努めて欲しい。 利用状況を反映した予算確保と、支出内容の見直しにより、コストの適性化を図る必要がある。 |
| 指定管理者に対する指示・指導事項 | |

6. 前年度の指示・指導事項に対する改善状況

| | |
|-------------------|--|
| 前年度の指示・指導事項及び改善状況 | |
|-------------------|--|

公の施設内に複数の施設がある場合の各施設の名称及び施設稼働率の一覧表

| 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | | 番号 | 施設名 (例)Aホール、Bホール等 | 施設稼働率(%) | |
|----|----------------------|----------|--------|----|----------------------|----------|--------|
| | | 平成30年度 | 平成29年度 | | | 平成30年度 | 平成29年度 |
| 1 | 都祁生涯スポーツセンター 球技場 | 26.7% | 26.3% | 16 | | | |
| 2 | 都祁生涯スポーツセンター コート | 22.7% | 20.2% | 17 | | | |
| 3 | | | | 18 | | | |
| 4 | | | | 19 | | | |
| 5 | | | | 20 | | | |
| 6 | | | | 21 | | | |
| 7 | | | | 22 | | | |
| 8 | | | | 23 | | | |
| 9 | | | | 24 | | | |
| 10 | | | | 25 | | | |
| 11 | | | | 26 | | | |
| 12 | | | | 27 | | | |
| 13 | | | | 28 | | | |
| 14 | | | | 29 | | | |
| 15 | | | | 30 | | | |